

○第134回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成28年3月24日（木）13：58～17：05

議事概要：

（1）農薬及び添加物（フルジオキシニル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.33 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を2.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤及び防かび剤で、稲、トマト等に使用します。今回、ぶどうへの適用拡大申請、魚介類への基準値設定の要請及びその他のきく科野菜へのインポートトレランス申請がされています。

（2）農薬（イミダクロプリド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、イミダクロプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.057 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲、トマト等に使用します。今回、食用ゆり、ごま等への適用拡大申請がされています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（3）農薬（エトキサゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、エトキサゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.04 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫・殺ダニ剤で、茶、みかん等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、しそ及びきく（葉）への適用拡大申請がされています。

（4）農薬（グリホサート）の食品健康影響評価について

・審議の結果、グリホサートの一日摂取許容量（ADI）を1 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、稲、キャベツ等に使用します。今回、小麦、キャベツ等への新規登録申請及びだいず等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（5）農薬（テブフェノジド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、テブフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.016 mg/kg体重

／日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲、だいず等に使用します。今回、さといも、ねぎ等への適用拡大申請がされています。

（６）農薬（トリフルミゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、トリフルミゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.015 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、稲、りんご等に使用します。今回、セルリーへの適用拡大申請がされています。

（７）農薬（ニテンピラム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ニテンピラムの一日摂取許容量（ADI）を0.53 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.6 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲、トマト等に使用します。今回、たまねぎへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（８）農薬（ピカルブトラゾクス）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ピカルブトラゾクスの一日摂取許容量（ADI）を0.023 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、今回、稲、だいこん等への新規登録申請がされています。

（９）農薬（プロヒドロジャスモン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、プロヒドロジャスモンの一日摂取許容量（ADI）を0.14 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を1.2 mg/kg体重とし、食品安全委員会に報告することとなった。

*植物成長調整剤で、りんご、ぶどう（巨峰）及び温州みかんに使用します。今回、かんきつ（温州みかん、清見を除く）及び清見への適用拡大申請がされています。

（１０）農薬（ブロマシル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ブロマシルの一日摂取許容量（ADI）を0.019 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、温州みかん及びパイナップルに使用します。ポジティブリスト制度導入に伴

う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（１１）農薬（フィプロニル）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲、さとうきび等に使用します。今回、残留農薬基準（ばれいしょ、さとうきび等）の変更に関する評価要請がなされています。

（１２）農薬（フルオピコリド）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、ばれいしょ、たまねぎ等に使用します。今回、かんきつへの適用拡大申請がされています。